

最低基準と措置費における職員配置基準との比較

資料1-3

1. 乳児院

| 職種等 | 最低基準 | | 措置費基準 | | 配置実績 (21') (施設数121 (20.10.1)) |
|---------------------|---|-------------------|---------------------------------------|--------------------|-------------------------------------|
| | 乳児10人以上 | 乳児10人未満 | 乳児10人以上 | 乳児10人未満 | |
| 医師 | 小児科の医師又は嘱託医 | 嘱託医 | 定員100人未満嘱託医 定員100人以上医師 | 嘱託医1人 | 16人(医師) |
| 看護師、保育士、児童指導員 | 乳児1.7:1(7人以上) (看護師は乳児10人で2人以上、以下10人毎に1人) | 7人以上 (看護師1人以上) | 乳児1.7:1 (看護師は定員10人で2人以上、以下10人毎に1人) | 7人 (看護師1人以上) | |
| 年齢別職員配置 | | | 1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1 | 2歳児2:1 3歳以上児4:1 | |
| 加算(保育士) | | | 定員20人以下 | | 47か所 (定員20人以下) |
| 栄養士 | 配置 | | 1人 | | 136人 |
| 調理員(等) | 配置(全部委託の場合を除く) | 調理員又はこれに代わる者 | 定員30人未満4人 以下10人毎に1人 | 1人 | 371人 (調理員) |
| 個別対応職員 | | | 対象児童8人以上 | 同左 | 53人 |
| 心理療法担当職員 | | | 対象児童及び保護者10人以上 | | 47人 |
| 指導員特別加算(非常勤) | | | 定員35人以下 | 同左 | 88人 (定員35人以下) |
| 家庭支援専門相談員 | | | 職員を配置し家庭復帰支援を実施 | 同左 | 123人 |
| 家庭支援専門相談員(非常勤を更に加配) | | | 定員40人以上 | | 7人 |
| 小規模グループケア担当職員 | | | 小規模グループケアを設置している場合 | 同左 | 46人 |
| 基幹的職員 | | | 研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ | 同左 | — |
| 施設長 | | | 1人 | 1人 | 110人 |
| 事務員 | | | 定員100人未満1人 定員100人以上2人 | | 171人 |

2. 児童養護施設

| 職種等 | 最低基準 | 措置費基準 | 配置実績 (21') (施設数569 (20.10.1)) |
|------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 嘱託医 | 配置 | 1人 | |
| 児童指導員、保育士 | 3未2:1 3歳以上4:1 少年6:1 | 同左 | |
| 職業指導員 | 職業指導を行う場合 | 同左 | 52人 |
| 乳児加算 (看護師) | | 乳児1.7:1 | 70人 |
| 看護師加算 | | 対象児童15人以上 | |
| 小規模施設加算 (児童指導員、保育士) | | 定員45人以下 | 169か所 (定員45人以下) |
| 栄養士 | 児童41人以上 | 同左 | 540人 |
| 調理員 (等) | 配置 (全部委託の場合を除く) | 定員90人未満4人 以下30人毎に1人加算 | 2,045人 (調理員) |
| 個別対応職員 | | 職員が置かれている場合 | 558人 |
| 心理療法担当職員 | | 対象児童10人以上 | 469人 |
| 指導員特別加算 (非常勤) | | 定員35人以下 | 100か所 (定員35人以下) |
| 家庭支援専門相談員 | | 職員を配置し家庭復帰支援を実施 | 564人 |
| 小規模グループケア担当職員 | | 小規模グループケアを設置している場合 | 403人 |
| 基幹的職員 | | 研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ | — |
| 施設長 | | 1人。定員30人未満の場合は児童指導員が兼務 | 549人 |
| 事務員 | | 定員150人未満1人 定員150人以上2人 | 791人 |

3. 情緒障害児短期治療施設

| 職種等 | 最低基準 | 措置費基準 | 配置実績(21') (施設数32 (20.10.1)) |
|---------------|-----------------|-------------------------|---------------------------------|
| 医師 | 配置 (精神科又は小児科) | 1人 | 17人 |
| 心理療法を担当する職員 | 10:1 | 同左 | 148人 |
| 児童指導員、保育士 | 5:1 | 同左 | |
| 看護師 | 配置 | 1人 | 29人 |
| 栄養士 | 配置 | 定員41人以上 | 27人 |
| 調理員 (等) | 配置 (全部委託の場合を除く) | 4人 | 86人 (調理員) |
| 個別対応職員 | | 職員が置かれている場合 | 30人 |
| 家庭支援専門相談員 | | 職員を配置し家庭復帰支援を実施 | 29人 |
| 小規模グループケア担当職員 | | 小規模グループケアを設置している場合 | 8人 |
| 基幹的職員 | | 研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ | — |
| 施設長 | | 1人 | 31人 |
| 事務員 | | 1人 | 42人 |

4. 児童自立支援施設

| 職種等 | 最低基準 | 措置費基準 | 配置実績(21' (施設数58(20.10.1)) |
|----------------------|----------------|--------------------------|------------------------------|
| 医師 | 嘱託医及び精神科医(嘱託可) | 嘱託医2人 | 10人(医師) |
| 児童自立支援専門員 児童生活支援員 | 5:1 | 同左 | |
| 職業指導員 | 職業指導を行う場合 | 同左 | 7人 |
| 栄養士 | 児童41人以上 | 同左 | 39人 |
| 調理員(等) | 配置(全部委託の場合を除く) | 定員90人未満4人 以下30人毎に1人 | 164人(調理員) |
| 個別対応職員 | | 職員が置かれている場合 | 37人 |
| 心理療法担当職員 | | 対象児童10人以上 | 20人 |
| 家庭支援専門相談員 | | 職員を配置し家庭復帰支援を実施 | 39人 |
| 小規模グループケア担当職員 | | 小規模グループケアを設置している場合 | 1人 |
| 基幹的職員 | | 研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ | — |
| 施設長 | | 1人 | 58人 |
| 事務員 | | 定員150人未満1人 定員150人以上2人 | 160人 |

5. 母子生活支援施設

| 職種等 | 最低基準 | 措置費基準 | 配置実績(21') (施設数270(20.10.1)) |
|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 嘱託医 | 配置 | 1人 | 24人(医師) |
| 母子指導員 | 配置 | 20世帯未満1人 20世帯以上2人 | 595人 |
| 少年指導員(兼事務員) | 配置 | 20世帯未満1人 20世帯以上2人 | |
| 保育士 | | 保育所に準ずる設備のある場合 30:1(最低1人) | 201人 |
| 調理員(等) | 調理員又はこれに代わる者 (全部委託の場合を除く) | 1人 | 53人(調理員) |
| 保育機能強化加算 | | 継続して5名以上の児童、専用の保育室等 | |
| 個別対応職員 | | 職員が置かれている場合 | 117人 |
| 心理療法担当職員 | | 対象母又は児童10人以上 | 49人 |
| 特別生活指導費加算 (非常勤母子指導員) | | 対象児童4人以上 | 103人 |
| 定員40世帯以上の母子指導員 又は少年指導員加算(非常勤) | | 定員40世帯以上 | 18か所(定員40世帯以上) |
| 基幹的職員 | | 研修修了した対象職員を置いた 場合、格付けアップ | — |
| 施設長 | | 1人 | 252人 |

6. 自立援助ホーム

| 職種等 | 運営基準 | 措置費基準 | 配置実績 (か所数59(21年度)) |
|-----|---|---|---|
| 指導員 | 入所者6人以下の場合は指導員3人以上(2人を除き、補助員にできる) 6人を超えた場合は、3:1の割合で指導員を増加(合計1人を除き、補助員にできる) | 入所者7人未満2人 入所者7人以上3人とし、以降3人増える毎に1人を加算 | 191人 (H20.12.1) ※全国自立援助ホーム連絡協議会調べ |
| 補助員 | | 1人 | |

7. ファミリーホーム

| 職種等 | 運営基準 | 措置費基準 | 配置実績(21' (か所数53(22.2.1)) |
|-----|------------------------|-------|-----------------------------|
| 指導員 | 養育者3人以上(1人を除き、補助員にできる) | 1人 | — |
| 補助員 | | 2人 | — |

「個別対応職員」及び「心理療法担当職員」の支給要件について

個別対応職員

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 通知の施行について (平成 11 年厚 4 月 30 日児発第 416 号生省児童家庭局長通知) 抜粋

第 1 暫定定員及び保護単価の設定について

2 事務費の保護単価の設定について

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあつてはさらに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が8名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること。

心理療法担当職員

児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について (平成 18 年 6 月 27 日雇児発第 0627002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 抜粋

第 2 対象施設等

虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

(2) 児童養護施設及び児童自立支援施設において、虐待、ひきこもり等の理由により心理療法が必要と児童相談所長が認めた子どもが10名以上入所していること。

また、乳児院において、虐待等の理由により、心理療法が必要と児童相談所長が認めた子ども及び保護者が10名以上いること。

第 3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について (平成 13 年 8 月 2 日雇児発第 508 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 抜粋

第 2 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

2 夫等の暴力、虐待等の理由により心理療法が必要と福祉事務所長が認めた母及び児童が合計10名以上いること。なお、福祉事務所長にあつては、母子生活支援施設が母子保護の実施を必要とする母からの申請により入所するものであり、心理療法の実施にあつても、母親の意志を確認するものとし、児童についても、必要に応じ児童相談所等に相談し、心理療法を受けることを推奨するなどに配慮すること。

第 3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。